

財 関 第 7 0 2 号  
平成 27 年 6 月 30 日

各 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 宮 内 豊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 7 月 1 日(ただし、下記第 2、第 4 及び第 6 については、10 月 1 日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式 C 第 9130 号を別紙 3 のように改める。

第 4 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式 C 第 1000 号 - 10 を別紙 4 - 1 のように、税関様式 C 第 1000 号 - 11 を別紙 4 - 2 のように、税関様式 C 第 1002 号を別紙 4 - 3 のように、それぞれ改めるとともに、税関様式 C 第 1000 号 - 21 の次に、税関様式 C 第 1000 号 - 22 から税関様式 C 第 1000 号 - 27 までをそれぞれ別紙 4 - 4 から別紙 4 - 9 までのように定める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 4 - 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 5 関税評価に関する取扱事例について (平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号) を次のように改正する。

別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 6 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて (平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号) を次のように改正する。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 7 税関官署の開庁時間について (平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号) を次のように改正する。

「東京税関における税関官署の開庁時間について」を別紙 7 のように改める。